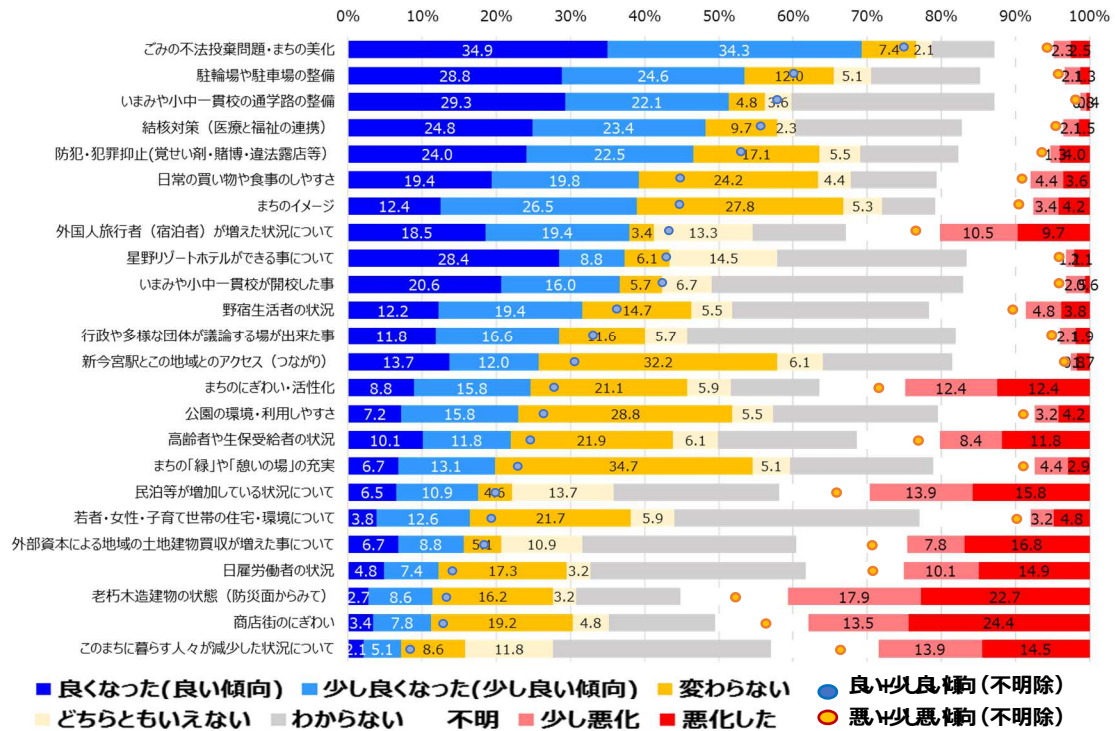
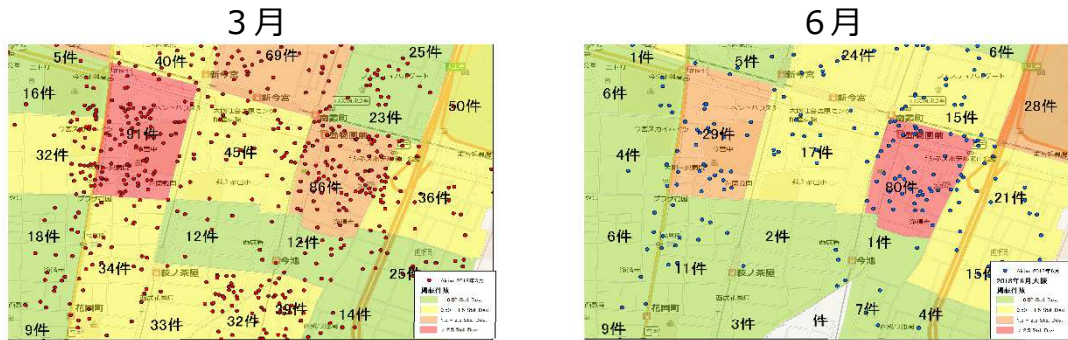
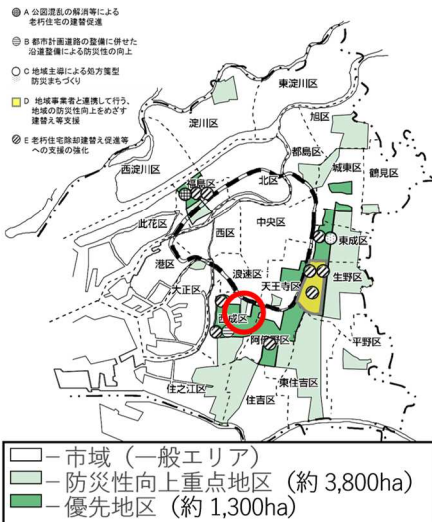




まちの現状と今後について：以前と比較して



大阪市「密集住宅市街地重点整備プログラム」
エリアを限定した取り組み実施箇所



10.0%
0~15才
+約4,500人
(若者世帯+子育て世帯)
約7,500世帯

空家率 約23.8% ⇒約17.2% (市平均換算)
 22,630/95,000戸 約6,000戸 + 約2,000戸 新規

【エリアリノベーションにむけて検討すべき法制度リスト】

- 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業
- 住宅セーフティネット法に基づく居住支援
- 大阪市エリアマネジメント活動促進制度および関連制度
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律「都市のスポンジ化対策」
- 建築基準法の一部を改正する法律「安全性確保・既存ストック活用・木造建物等に係る制度の合理化」
- マネジメント型まちづくりファンド支援業務（シティ信金PLUS事業大阪まちづくりファンド）
- まちかど広場整備事業ほか密集種市街地関連事業
- スマートウェルネス住宅等推進モデル事業（拠点整備事業）
- 生活困窮者自立支援事業
- 災害時要支援リストの活用

既存制度の活用（特区的）
 他分野制度の活用
 体制・制度の整備
 モデル実施

大阪でも最も広範囲で厳しい条件下にある地域において、地域資源（連携）を活用した仕事・住宅・福祉が連携した防災まちづくりとして、他区・他地域に広がるモデルとなる。